

秦野市にぎわいのあるまちづくり協議会設置要綱

(令和4年6月17日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田急小田原線鶴巻温泉駅、東海大学前駅、秦野駅及び渋沢駅（以下この条において「小田急4駅」という。）周辺が、市街地の中心として、それぞれの特色を生かしたにぎわいあるまちづくりを進めるに当たり、課題の共有及びその解決に向けた意見等を求めるため、小田急4駅ごとににぎわいのあるまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 諸活動を支える「にぎわい・交流の場」の整備に関する事。
- (2) 誰もが安心して利用できる交流機会の創出と運営に関する事。
- (3) 拠点としての特色づくり・魅力づくりに関する事。
- (4) にぎわいの担い手づくりに関する事。
- (5) 歩いて楽しい、歩いて暮らせるまちづくりの推進に関する事。
- (6) その他にぎわいのあるまちづくりに関する事。

(組織)

第3条 協議会の参加者は25名以内とし、次に掲げる者により組織する。

- (1) 駅周辺で商業等を行う事業者
- (2) 公益団体等から選出された者
- (3) 市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて座長を置くことができる。
- 3 座長を置いたときは、座長が会議の議長となる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に協議会の参加者以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めること

ができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、駅周辺にぎわい創造主管課において処理する。

2 協議会における意見又は助言は、駅周辺にぎわい創造主管課において記録し、文書化する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営については必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行し、意見等の聴取をした最後の会議の日の限り、その効力を失う。